

ドラッグコスモス太田上町店 (No.1115)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 12 月 28 日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和 3 年 8 月 6 日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス太田上町  
高松市太田上町字西原 224 番 1 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から聴取した意見の概要  
(意見の概要)
  - ① 駐車場出入口には右折入出庫禁止看板・標示を目立ちやすく設置願いたい。
  - ② 荷物等の搬入・搬出業者には、駐車場内の安全運転を遵守いただくとともに、混雑時の誘導員の配置を願いたい。
  - ③ 県道 280 号線の東側の住民が歩行して来店する際には、県道を直接横断して来店する可能性がある。横断注意看板の設置を検討いただきたい。  
(理由)
  - ① 来店者の居住状況からして、右折入庫の車両が発生して、県道 280 号線の渋滞が予想される。
  - ② 来店客・利用車の動線と荷物の搬入・搬出業者の車両の通行路が併用されるため。
  - ③ 店舗付近には、横断歩道がなく、南北いずれの横断歩道も 180m 程離れているため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課  
縦覧期間： 令和 3 年 12 月 28 日から令和 4 年 1 月 28 日まで